

「季報」広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、京都府農林水産技術センター（以下「センター」という。）が発行する「季報」に掲載する広告（以下「季報」広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 季報広告は、要綱第4条及び京都府広告取扱基準第3に定めるもののほか、季報広告として適当でないセンターが認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、センターが別に定める。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載料を原則としてセンターが指定する日までに、センターが発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、センターが別に定める。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、センターが別に定める日までに、季報広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）をセンターに提出するものとする。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、センターが別に定める日までに、センターに広告の原稿を提出しなければならない。

2 季報広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称及び連絡先

(2) 上部に縦 0.5 cm×横 1.0 cm以上の大きさの「**広告**」の表示

(広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、センターがやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告を変更及び修正するときは、センターにあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第8条 センターは、広告掲載希望者から第5条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもののうち、広告掲載申込書に記載した申込価格が最も高いものから順に広告主として選定する。

2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、業務部において行う。

(広告主への通知)

第9条 センターは、広告主を決定したときは、その旨を季報広告掲載（不掲載）通知書（別記第2号様式）により広告主に通知する。

(契約の締結)

第10条 センターは、第8条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告及び掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載された広告に起因してセンター又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第12条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、センターと広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、季報広告の取扱いに関して必要な事項は、センターが別に定める。

附 則 この要領は、平成24年7月4日から施行する。